



九条はらまち

「はらまち九条の会」会報 No.393
2023(令和5)年6月23日(金)・沖縄慰霊の日



■ **はらまち九条の会** は、戦争放棄の憲法9条を守り、永久に「戦争をしない国・日本」であることを願い、「鈴木安蔵の出身地の九条の会」を誇りに活動する自由な市民の会です。支持政党や宗教を問わず、何の拘束もなく、匿名でも入会できます。■結成は2005年12月。会員は南相馬市原町区を中心に364名。■会費は年千円。隔月で会報を発行しています。
◀本会のシール：デザイン 朝倉悠三さん ■ご入会申し込みは事務局員へ！

4年ぶり、「総会」と「映画『原発をとめた裁判長』上映会」を開催

2019年以来4年ぶりに「総会・映画会」が、6月18日(日)午後1時から、南相馬市マルチメディアホールで開催され、出席者は約40名。以下、総会の報告です。

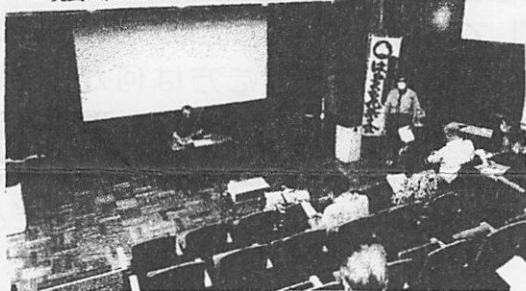
＜平田慶肇会長の開会のあいさつ＞

皆さま、こんにちは。本日はご出席、ありがとうございます。コロナ禍が一応下火になって一区切りとしての総会の開催ですが、今後も感染対策をしっかり行いましょう。

さて、私たち憲法9条の平和を守る立場の者からすれば、復興予算を削っての軍備の大拡大、国会の審議なしでの決め方など、岸田首相は初めはいいのかなと期待しましたが、挨拶される平田会長さん全く酷い政策続きです。原発処理水の海洋投棄も簡単にはできないはずなのに、40倍に薄めれば大丈夫だなどと味噌汁を薄めて飲めば身体にいいようなことで、丁寧な説明も全くありません。もう戦争を知っている世代は私などの高齢者ぐらいかと思いますが、ウクライナ戦争が一日も早く終わることを願っております。



2023 はらまち九条の会総会
口映画「原発をとめた裁判長」上映会 6/18



ご出席者40名、4年ぶりの開催です

議事は議長浜名宏隆さんで進められ、＜郵送済みの「総会資料」＞に沿い、活動については早坂吉彦事務局長、収支は井上由美会計係が説明。

2022年度活動報告・収支決算報告・会計監査報告、2023年度活動計画案は承認。収支予算案については事業費の増加について質問がありましたが承認されました。

その他として、早坂事務局長より「本来なら2年任期の役員・事務局員ですが、総会も開催出来ずそのまま留任で承認をお願いしたい。」との説明があり、現在の事務局員が整列し紹介され、拍手で承認されました。

最後に、本会の協力団体の「鈴木安蔵を讀める会」の会長志賀勝明と事務局山崎健一より、「小高区の鈴木安蔵住宅がシロアリ被害をうけ、多大の修復費が見込まれます。よろしければご入会のご協力をお願いいたします。」との訴えがあり、「総会」は午後2時に終了しました。



議長の浜名宏隆さん＜左＞と、活動を説明する事務局長早坂吉彦さん



“映画『原発をとめた裁判長』は分りやすかった”



樋口英明裁判長

《映画のあらまし》

2014年5月21日、関西電力大飯原発の運転差し止めの判決を下した樋口英明・福井地裁元裁判長は、日本の全ての原発に共通する危険性を説く。一方で、原発事故の被災に負けない福島県二本松市の農民の活動を描く。(小原浩靖監督・2022年・92分)

《映画を見ての感想》

原発政策の異常さが浮き彫りに

福島市・会員 中村 晋

この映画は以前から観たいと思っていました。絶妙なタイミングでの上映会で、感謝の一言です。

内容も見どころ満載。第一の見どころは、何と云っても原発の危険性が実にわかりやすく解説しているところ。原発の耐震性がいかに脆弱か、だれでもすぐに理解できます。そしてそこから現在の原発政策や裁判制度の異常さが浮き彫りになるくだりは、実に鮮やかです。福井地方裁判所裁判長の樋口英明氏が述べる判決文にも胸を打たれます。

次に、原発の被害にあった農家の方々の姿。その一人、近藤恵さんは一時農業を捨て、絶望的な気持ちに沈んだこともあったそうですが、ソーラー発電と農業を両立させる営農方法に希望を見出し、仲間とともに地域に根ざして生きようと立ち上がります。その勇気ある姿勢に、この映画を観た方は何かを感じないではいけないと思います。ソーラー発電の現状や放射性物質の農作物への移行状況なども詳しく知ることができ、資料としても貴重な映像だと感じました。

その中で、避難先から福島に戻った若い人たちが、生き生きと農業に従事し働いている様子に、清々しさや大きな「希望」を感じました。

過日、老朽化原発再利用法が国会を通過し、私たち国民はますます危険にさらされている状況にあります。この映画には、確かに「希望」が描かれていますが、その前提には原発の危険と不条理があることを忘れてはいけません。今、私はこの映画を生徒とともに鑑賞し、震災学習の機会にしたいと計画し始めたところです。(高校教員)

《樋口裁判長のことば》

福井県大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない。

原発事故のもたらす被害は極めて甚大である。

それゆえに原発には高度の安全性が求められる。

地震大国日本において、原発に高度の安全性があるということは、原発に高度の耐震性があるということにはほかならない。

しかし、我が国の原発の耐震性は極めて低い。

よって、原発の運転は許されない。

環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

《樋口英明裁判長の著書》

『私が原発を止めた理由』



映画の原作本
樋口英明著
旬報社刊
一四三〇円
一六八ページ